

岡 監 第 8 4 号
平成30年6月21日

特定非営利活動法人 市民オンブズマンおかやま
代表者代表幹事 光 成 卓 明 様

岡山市監査委員 岸 堅 士
同 土 居 幸 徳

岡山市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成30年4月25日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された岡山市職員措置請求について、監査した結果を同条第4項の規定により下記のとおり通知する。

記

第1 請求の受付

1 請求人

岡山市北区奥田一丁目11番20号
特定非営利活動法人 市民オンブズマンおかやま
代表者代表幹事 光 成 卓 明

2 請求書の提出日

平成30年4月25日

3 請求の内容

請求人が提出した岡山市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）の内容は、次のとおりである。

岡山市職員措置請求書
平成30年4月25日

請求人 住 所 岡山市北区奥田1丁目11番20号
名 称 特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま
代表者代表幹事 光成卓明

岡山市監査委員 殿

第1 岡山市長に対する措置請求の要旨

岡山市長が、平成28年度に岡山市議会の各会派に交付した政務活動費（残余金精算後の額）のうち、別紙違法支出金額一覧表「違法支出額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各会派に対して岡山市に返還するよう請求することを求める。

第2 措置請求の理由

I 政務活動費の性質と支出の査定

1 岡山市議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

岡山市議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第100条第14、15項、及びこれに基づき制定された「岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という）に基づいて支給される。

地方自治法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として・・・政務活動費を交付することができる」と定めている。

「条例」はこれに基づき、第1条で政務活動費が「岡山市議会議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部」として交付されるものであること、第5条で「政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）に要する経費に対して交付する」こと、第8条で会派が「その年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額」を控除して残余があるときは市に返還すべきことを、それぞれ定めている。また第5条第2項の別表では、「調査研究費」「研修費」「広報費」「広聴費」「要請・陳情活動費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「人件費」「事務所費」の10種類の使途費目を定め、各費目で支出できる経費の種類を定めている。

従って、岡山市議会の政務活動費は、「その年度において」支出された、「調

査研究その他の活動に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支出が認められる。

2 市議会議員の政治活動と按分支出

市議会議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、条例別表に定める用途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば「市政報告」には一般に、市政についての広報・広聴の要素があると同時に、後援会活動、選挙準備活動の要素もある。

政務活動費は一種の補助金なので、政務活動のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。

従って、個々の議員の一つ一つの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

- i 当該支出にかかる活動の全体が、会派または所属市議会議員の「政務活動」にかかる支出（「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」）として適切と判断されるものは、全額認められ、
- ii 当該支出にかかる活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の政治活動」にかかる支出と判断されるものは、全額認められず、
- iii 当該支出にかかる活動の全体が、i、iiのいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認められ、それ以外のものについては按分率50%で認められる。

3 会派の説明義務と説明不十分な支出

会派は、自らのした政務活動費の支出が、「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」であることについて、市及び市民に対して説明する義務を負う。

「条例」が、第7条第1項で会派は収支報告書に領収書等の証拠書類を添付して議長に提出すべきこと、第8条で何人も議長に対し収支報告書・証拠書類の閲覧又は写しの交付を請求できることを定めていることは、会派にその説明義務を全うさせる趣旨の規定である。

従って、会派が提出した説明及び証拠が、支出が「調査研究その他の活動に資

するために必要な経費」に該当することを認めるに足りないときは、その支出は適切なものと認められない。

4 査定の結果

上記の一般基準に基づき、岡山市議会の各会派が平成28年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書類に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、別紙査定表記載の支出（否認額欄が空白または「0」と記載したものを除く）は、適切なものと認められない。

ア 自由民主党岡山市議団調査研究費 536, 610～615, 697～699
自動車のファイナンスリース料である。自動車のファイナンスリース料は、実質的には自動車の購入代金と変わらないので、政務活動費の支出は許されない。

イ 自由民主党岡山市議団広報費 435, 436, 538, 708
高級和洋菓子店での数千円規模の菓子購入であり、認められない。

ウ 自由民主党岡山市議団・おかやま創政会広聴費（タクシー代）
別紙査定表中では是認額0円としたタクシー代は、①乗車時刻が不明（中には料金額から深夜乗車と推定できるものもある）、②議員の自宅が乗降車地になっている、③利用目的の記載が抽象的、等の理由により、タクシー利用の必要性が説明されていない。また、自由民主党岡山市議団が政務活動費から支出したタクシー代は、平成27年度と比較して大幅に増加している。

エ 自由民主党岡山市議団事務所費 1046, 1095, 1127, 1177
ケーブルテレビ（on i ビジョン）視聴料である。TVの視聴は娯楽を含む広範な目的のために行われるので、その費用は市政の調査研究に必要な経費と認められない。

オ 自由民主党岡山市議団事務所費（森田議員の事務所賃料・電話料・光熱水費）
森田議員の当該「事務所」は、平素閉まっていて人がなく、電話料や光熱水費の金額が非常に低額なので、政務活動の拠点としての性格を有するものと認められない。

カ 自由民主党岡山市議団事務所費（宮武議員の事務所賃料・電話料・光熱水費）
宮武議員の当該「事務所」は、当該建物や議員の広報物等に「事務所」と表示されておらず、政務活動の拠点としての性格を有するものと認められない。

キ 公明党岡山市議団広報費 32, 33, 86, 87, 256～259, 381, 512, 513, 577, 703
ラベル類代金である。ラベル類は広報・広聴目的にも使用されうるが、政務活動以外の議員活動にも広く使用されうるものなので、按分率50%で按分し

た額を超えては支出は許されない。

ク 市民ネット広報費 47

紙代であり、全額を政務活動費から支出している。

調査研究等以外の政治活動にも使用される性質のものなので、按分率50%で按分した額を超える支出は許されない。

ケ 市民ネット資料購入費 2

議員自身が代表を務める団体の会費と推定される。このような団体の会費の支出は、政務活動以外の議員活動のための支出と考えられるので、政務活動費から支出することは許されない。

コ おかやま創政会広報費 24

ホームページの更新管理費であり、全額を政務活動費から支出している。

調査研究等以外の政治活動にも使用される性質のものなので、按分率50%で按分した額を超えては支出は許されない。

サ おかやま創政会広報費 1～5, 7

駐車料金であり、「市民相談」との説明で各全額を支出しているが、①目的の説明が抽象的で、②うち2件(1, 7)は飲食店の多い地区での夜間に及ぶ駐車である。1, 7については政務活動費の支出は許されず、その余についても按分率50%で按分した額を超える支出は許されない。

シ 議会内会派控室経費(自由民主党岡山市議団人件費・事務所費、公明党岡山市議団広聴費・人件費・事務所費、共産党岡山市議団資料作成費・人件費・事務所費、市民ネット事務所費、おかやま創政会人件費・事務所費)

議会内の会派控室における、職員給与等(人件費)、飲料購入費(広聴費・事務所費)、リース料(資料作成費・事務所費)、コピー・FAX・事務用品・PC用品費用(資料作成費・事務所費)、住宅地図購入費(事務所費)であり、各全額を政務活動費から支出している。

会派控室においては、政務活動だけでなくそれ以外の政治活動も行われるので、按分率50%で按分した額を超える支出は許されない。

II 岡山市議会の平成28年度政務活動費の支出と不当利得

1 以上の結果、各会派が平成28年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙査定表「否認額」欄に記載した支出は、「条例」第5条に違反しているので、別紙違法支出金額一覧表の「違法支出額」欄記載の各金額の支出は違法である。

2 「条例」第8条は、「市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があるときは、当該残

余の額に相当する額の政務活動費を返還させるものとする」と定めている。

この市長の返還請求権の法的性格は、不当利得返還請求権であり、＜当該会派がその年度において行った市政の調査研究に資するため必要な経費としてした支出（第5条に規定する使途基準に従って行った支出をいう）の総額を控除して残余がある＞ことを要件として返還請求権が当然に発生し、市長が正当な理由なく請求権を行使しないことは違法に財産の管理を怠る事実には該当することになる。

3 しかるに、1記載の不適正支出金額は「条例」第5条に規定する使途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第8条にいう「残余」にあたる。

4 よって、岡山市長が各会派に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実には該当するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

第3 添付書類

1 証拠書類各写 各 1 通

<別紙>

違法支出金額一覧表

平成28年度岡山市議会政務活動費

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

会派	違法支出額(円)
自由民主党岡山市議団	6,683,825
公明党岡山市議団	1,636,366
日本共産党岡山市議団	2,373,450
市民ネット	83,625
おかやま創政会	2,014,515
総計	12,791,781

(以上、内容は原文のまま掲載。ただし、違法支出金額一覧表には<別紙>と付した。また、添付書類は省略した。)

なお、本件請求書に添付されている、会派ごとのそれぞれの支出について否認理

由等を記した「会派別査定表」（以下「請求人査定表」という。）は、資料1として添付した。

4 監査委員の除斥

小林寿雄監査委員及び小川信幸監査委員は、本件措置請求の対象とされた政務活動費の交付を受けている会派の所属議員であることから、法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

5 請求の受理

本件措置請求は、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成30年4月27日に、請求書の提出日付けでこれを受理することを決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

岡山市議会（以下「市議会」という。）の各会派において平成28年度の政務活動費の交付を受けて行われた支出のうち、請求人査定表において請求人が違法と摘示する各支出（以下「本件各支出」という。）が、政務活動費としての用途に合致しているか否か、その結果、岡山市長（以下「市長」という。）が当該会派に対して返還を求めるなどの措置を講ずるべきか否かを監査の対象事項とした。

2 監査対象部局

岡山市議会事務局（以下「議会事務局」という。）

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成30年5月15日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第7項の規定に基づき、議会事務局の職員（以下「関係職員」という。）を立ち会わせた。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 今回の監査請求では、平成19～26年度分の判決に照らして、明らかに不適正なもの、説明不足で適不適を判断できないものに限定して行っている。
- (2) 平成27年度には、説明不十分な支出や按分不十分な支出が多数再発し、平成28年度にはこの種の緩みはやや解消されたが、代わりに、不明朗な

タクシー代等の支出が激増した。

- (3) 市議会内の会派控室における人件費や事務経費を、全額政務活動費から支出しているが、会派控室においては、政務活動だけでなくそれ以外の政治活動も行われているので、按分率50%で按分した額を超える支出は許されない。
- (4) タクシー代は、乗車時刻が不明、議員の自宅が乗降車地、利用目的の記載が抽象的等の理由により、タクシー利用の必要性が説明されていないものを否認している。また、一部の議員についてのみ支出が突出している。
- (5) 平素閉まっていて人気がなく、電話料や光熱水費の金額が非常に低額であること等から、政務活動の拠点としての性格を有するものと認められない、不明朗な事務所費の支出が見られる。
- (6) 支出規律の緩みは、私たち一般市民の眼からは、理解できないものである。いずれにしても、明確な自覚をもった支出規律の確立と、政務活動費の使途のさらなる透明化の促進が必要である。
- (7) 政務活動費の領収書等についてホームページで公開すべきである。市議会に公開を求めて陳情も行っているが継続審査となっている。
- (8) 監査委員においては、過去の確定判決の内容を十分に検討され、判決の求める支出基準について正確な理解をされ、実情をつぶさに把握されて、正しい判断をされることを期待する。

4 関係職員の陳述

平成30年5月15日に関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 政務活動費の法的な位置づけは、法第100条第14項に基づき、市議会では条例を制定し、当該会派の所属議員1人につき月額13万5千円を乗じて得た額を、4月と10月の年2回に分けて各会派に交付している。
- (2) 会派の経理責任者は、4月30日までに前年度の交付に係る政務活動費について、収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを市議会議長（以下「議長」という。）に提出し、議長は提出された収支報告書等の写しを市長に送付し、市長は政務活動費に残余が生じた場合は、会派に残余金を返還させるものとしている。
- (3) 適正な支出に向けた取り組みとして、透明性の確保、運用指針の作成と見直し、経理責任者会議や議員研修会の開催、第三者によるチェック体制の強化等を行っている。

ア 「透明性の確保」については、平成19年7月1日以降の支出に係るも

のから、領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付けることとし、また、平成25年度分から、収支報告書を市議会のホームページで公開し、透明性の確保により一層努めている。

イ 「運用指針の作成と見直し」については、各会派の経理責任者をメンバーとする検討会議を設け、他の先進都市の事例や判例等を参考のうえ精力的な議論を行い、平成22年4月1日から運用を開始している。その後の判決結果や他都市の運用状況等を踏まえ、平成25年、28年、29年の計3回、運用指針の一部改定等を行っている。

ウ 「経理責任者会議」は、各会派の経理責任者をメンバーとし、返還請求訴訟の判決結果の周知を図るとともに、適正な支出と運用指針の見直し等を行うため適宜開催しているもので、平成26年度に2回、27年度に3回、28年度に4回開催している。

エ 「議員研修会」は、全国的な判例、判断基準の具体化につながる他都市の事例等をもとに、情勢の変化に対応した内容についての弁護士講師による研修会で、平成26年2月、平成28年12月、平成29年5月の計3回開催している。

オ 平成29年度からは、政務活動費に関する相談体制として、判例等に基づく助言、使途に関する指導・助言、運用指針の見直しに関する助言が得られるよう弁護士と顧問契約を締結するなど、第三者によるチェック・助言体制を強化している。

- (4) 議会事務局としては、職員が積極的に研修会等に参加し理解を深めることはもとより、運用指針や判決結果に沿った支出がされているか、適正な領収書等が添付されているかなど、毎年2回に分けて、厳正な点検を行っている。
- (5) 政務活動費は、会派が行う調査研究活動として、必要性、合理性、相当性を欠くことが明らかであると認められるものを除いて支出しているもので、条例に反する目的外の支出であるとは考えていない。

5 関係人の調査

法第199条第8項の規定に基づき、必要に応じて本件各支出の該当がある会派及びその所属議員への聞き取り調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 関係法令等

ア 法

(ア) 第100条第14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

(イ) 第100条第15項

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(ウ) 第100条第16項

議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

イ 岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例

岡山市（以下「市」という。）は、法第100条第14項から第16項の規定に基づき、市議会議員の調査研究及びその他の活動に資するための経費の一部として議会における各会派に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとして、岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年市条例第1号。以下「条例」という。）を制定している。その主な内容は以下のとおりである。

(ア) 第2条（政務活動費の交付対象）

政務活動費は、市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(イ) 第3条（政務活動費の額及び交付方法）

第1項 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額135,000円を乗じて得た額を半期ごとに交付する。

第3項 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付するものとする。

(ウ) 第5条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第1項 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民

の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

第2項 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。

(エ) 第6条（経理責任者）

会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(オ) 第7条（収支報告書等の提出等）

第1項 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに領収書等の証拠書類の写しを添えて、議長に提出しなければならない。

第2項 前項の規定による収支報告書及び領収書等の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

(カ) 第8条（政務活動費の返還）

市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還させるものとする。

(キ) 第9条（収支報告書等の保存、閲覧等）

第1項 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書等を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(ク) 第10条（委任）

この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長の定めるところによる。

別表（第5条関係）

項 目	内 容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費

広報費	会派が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取，市民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が各種会議を開催するために必要な経費及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書，資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

ウ 市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する規則

市は、条例第10条に基づき、市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する規則（平成13年市規則第80号）を定めている。その主な内容は以下のとおりである。

(ア) 第2条（交付申請等）

第1項 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を經由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。この場合において申請した事項に変更があった場合は、政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

(イ) 第3条（交付決定）

市長は、前条第1項の規定により申請のあった各会派について、交付すべき政務活動費の額を決定し、各会派の代表者に対し、政務活動費交付・変更決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(ウ) 第4条（交付請求）

前条の規定による交付決定通知を受けた各会派の代表者は、その交付期限に当たる日の前日までに、追加交付に係る変更決定通知を受けた場合は遅滞なく、政務活動費交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(エ) 第5条（収支報告書等）

第2項 議長は、条例第7条の規定により提出された収支報告書等の写しを市長に送付するものとする。

(オ) 第7条（会計帳簿の整理保管）

政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、当該政務活動費に係る収支報告書等の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

エ 政務活動費の運用指針

市議会においては、法改正等に対応するため、「政務調査費使途基準の運用指針」を平成25年7月1日全面的に改定し、「政務活動費の運用指針」（以下「運用指針」という。）とした。その主な内容は以下のとおりである。

(ア) 適用年月日 平成25年4月1日

(イ) 主な記載内容

- ・政務活動費の概要
- ・政務活動費の根拠法令等
- ・政務活動費を充てることのできる経費の範囲の基本的な考え方
- ・政務活動費交付等の事務の流れ
- ・政務活動費を充てることのできる経費の項目

別紙1 政務活動費を充てることのできる経費項目と主な費目

別紙2 政務活動費を充てることのできる各項目中の主な費目の
注意点

- ・領収書等証拠書類の取り扱い
- ・資料集

オ 政務活動費の支出に関する暫定基準

市議会においては、平成28年2月23日の会派経理責任者会議で、「政務活動費の支出に関する暫定基準」（以下「暫定基準」という。）を決定し、各会派に配布した。その主な内容は以下のとおりである。

(ア) 広報紙・報告書等の作成等に関する暫定基準

(イ) その他運用指針及びこれまでの高裁判決と異なるものの暫定基準

2 監査の基本方針

- (1) 各会派は、市政発展と向上のため、日常的に調査研究その他の活動を行うことが期待されているが、その調査対象や調査方法も多種多様であることから、それに伴う経費の支出については、条例別表の使途内容の範囲で一定程度の裁量が認められていると解するのが相当である。
- (2) 一方、政務活動費の財源が市民の経済的負担に依拠しているものである以上、無制約な支出が許容されるものではなく、収支報告書等の資料に基づ

き、社会通念上、市政に関する調査研究に資する適正な支出と明らかに判断ができないものは、支出が使途基準に合致しないものと認めるのが相当である。

- (3) 調査研究その他の活動に資する経費として支出したことを最も把握している各会派において、保管を義務づけられている資料の保管がない場合に、これに対する合理的な説明がないもの、また、領収書等への記載が不十分であるものについて、政務活動との関連性を積極的に補足する説明もしないものは、支出が使途基準に合致しないものと認めるのが相当である。
- (4) 本件措置請求の監査に当たって、政務活動に資する部分とそれ以外の活動に資する部分が混在していると解される支出については、当該経費を按分するのが相当と解し、2分の1を超えた部分は使途基準に合致しないものとした。

3 判断基準等

平成21年6月8日公表の政務調査費に係る措置請求以降、監査委員がこれまでの措置請求の結果において示した判断基準を基本に、本件措置請求の監査に当たっての判断基準（以下「本件判断基準」という。）を作成した（別表1）。

なお、作成に当たっては、広島高裁岡山支部平成25年3月21日判決以降、同平成29年3月30日判決までで示された判断、岡山地裁平成29年11月28日判決で示された判断、運用指針及び暫定基準についても一部参考としている。

本件各支出について、本件判断基準を適用して政務活動費の使途の適合性を判断するに当たっては、各会派及びその所属議員の自主性及び自律性を尊重したうえで、収支報告書等の記載事項を判断材料として、一般的、外形的に行うものとしたが、必要に応じて関係人の調査の際、補足説明を求めた。

なお、本件判断基準は、本件措置請求における判断のためのものであり、普遍的基準ではないことを付言する。

4 結論

本件各支出について判断した結果は、別表2に記載のとおりで、政務活動費としての使途基準に合致していない支出は認められなかった。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断されることから、本件措置請求について、これを棄却する。

- (1) 自由民主党岡山市議団
返還すべき額は認められなかった。

- (2) 公明党岡山市議団
返還すべき額は認められなかった。
- (3) 日本共産党岡山市議団
返還すべき額は認められなかった。
- (4) 市民ネット
返還すべき額は認められなかった。
- (5) おかやま創政会
返還すべき額は認められなかった。

第4 意見

監査の結果については以上のとおりであるが、市長及び議長に対し、今回の監査を通じての意見を述べることとする。

政務活動費の執行に当たり、一層の適正性、透明性の確保に向け、運用指針を改定し、また、経理責任者会議及び議員研修会等の開催や、第三者による使途のチェック・助言体制を設けるなど、市議会における取り組みについては評価するものである。

引き続き、各会派においては、改定された運用指針の遵守による政務活動費の使途の適正な運用と、市民への十分な説明責任を果たすことに更なる改善がなされることを期待するものであり、特に以下の点に留意することとされたい。

1 収支報告書等の十分な点検について

今回の監査の過程で、領収書等添付用紙に添付された資料に一部誤りが認められた。これまでも同趣旨の意見を付してきたところであるが、議会事務局においては、議長から送付された収支報告書等の添付書類の確認を十分に行い、厳正な審査に努めること、また、各会派においては、経理責任者による有効なチェック体制が構築されることに加え、各々の議員においても、自己点検の充実が図られることを強く望むものである。

2 更なる透明性の確保について

本件措置請求において、請求人は、利用目的の記載が抽象的であるとの主張により政務活動費のタクシー代への充当を全額否認しているものもあった。

領収書等添付用紙に関して、市民が求める説明責任に配慮したより丁寧でわかりやすい記載に努め、更なる透明性の確保を進められたい。